

会議名	議案番号	議員名 議案名	杉村志朗	川村明雄	花田勇	木村隆	平沼昌平	佐藤孝男	熊野茂夫	平野隆雄	審査結果
9月会議 (9/19 ~25)	発委3	「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める意見書の提出	○	○	○	○	○	○	○	○	原案 可決
	発委4	「国の責任による35人以下学級の前進」を求める意見書の提出	○	○	○	○	○	○	○	○	
	発委5	地方公務員法・地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書の提出	○	○	○	○	○	○	○	○	
	発委6	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出	○	○	○	○	○	○	○	○	
	発委7	障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書の提出	○	○	○	○	○	○	○	○	
	発委8	臓器移植の環境整備を求める意見書の提出	○	○	○	○	○	○	○	○	

文書質問

福島町各河川の災害に対する状況調査の 必要性はないか

質問者：川村 明雄 議員

【質問】

7月発生の豪雨では道内でも河川の氾濫による大きな被害が発生しました。

当町では大きな被害までに至りませんでしたが大雨の度に漁業被害等への心配もあります。

町内の各河川には、川床の上昇や、河川に立木が自然成長しているところもあります。特に福島川のオリカナイ橋付近は、川の中の樹木が森のようになっているところもあります。

大雨の時は上流からの流木も散見され、災害に繋がらないかと心配になります。

樹木の間引きや伐採が必要か否か、町内の河川ごとに河川管理機関等に調査を要望しては如何でしょうか。



オリカナイ橋河畔

【回答】

1 福島川では、北海道渡島総合振興局函館建設管理部において河川断面確保のため、昨年も福島大橋から下流において樹木伐採・土砂除去を実施しております。

白符川についても、今年度、河口付近の樹木伐採を実施しております。

福島川上流部も同様に計画されていますが、予算確保が厳しく、優先度の高い事業については、維持管理予算の範囲内で対応しており、町内河川の樹木伐採・土砂除去について、北海道に引き続き要望してまいります。

2 町内の河川ごとの調査につきましては、北海道の管理河川をパトロールにより現状把握に努めており、今後も北海道と情報を密にしながら河川管理に努めてまいります。

文書質問

こども園の現状確認

質問者：木村 隆 議員

【質問】

- 平成25年から、吉岡稚園が閉園となり認定こども園がスタートした。
25年度からの年度末の園児数と30年度は7月末の児童数をお知らせください。（3才児以上は短時間と長時間に分けて願います。）
- 週3回、3才児以上の家庭では、ご飯（白米）を持ってくることとなっているが、ご飯を3才児以上でも提供できない理由。
食事時間にお茶を提供できない理由。（昨年夏の給食試食会あたりから始まったと聞いているが、昨年ひよこ組の世帯や今年度から入園した世帯は経緯が分からない。）
4月の保護者会で園長から麦茶を給食で飲ませたい方は持たせて良いとの事だが、早い家庭でいつから持たせているのか。進級の世帯で昨年から冬場にかぎらず毎日持たせている家庭もあるのか。
- こども園臨職の勤続年数をお知らせください。（保育園時代からを含む）
こども園の人材確保を含む運営改善（仮）の一般質問の準備のためと考えて頂きたい。

【回答】

- 平成25年度から平成29年度と、30年度7月現在の園児数については、下表のとおりとなっております。

年度	未満児	3歳児		4歳児		5歳児		計		
		保育	教育	保育	教育	保育	教育	保育	教育	合計
25	5	10	5	8	5	8	1	31	11	42
26	8	4	7	9	6	8	4	29	17	46
27	9	4	2	4	7	11	4	28	13	41
28	17	6	8	6	0	7	5	36	13	49
29	14	11	6	7	7	5	4	37	17	54
30	18	9	7	9	6	8	7	44	20	64

- 3歳以上児における給食時の主食（白米）持参とお茶の持参について
 - 主食（白米）の持参について
認定こども園の運営方針の一環として、できるだけ「我が子に手をかけて愛情をもって育ててほしい」という方針のもと、保護者にご飯を持たせていただくことを開園当初から続けております。
 - 食事時間のお茶の提供等について
全園児へのお茶提供は、施設・人員の関係から提供しておりません。
なお、保護者との懇談等を通じて説明しており、各家庭で持参していただくことでご理解いただいております。
 - 園児のお茶持参について
お茶の持参は、平均で7月は10名、8月上旬は24名、8月後半は9名程度、9月以降は1、2名となっております。夏場はほぼ毎日持参しております、冬場の1月以降には持参しておりません。
給食の関係につきましては、これまでと同様に保護者会と意見交換をしながら進めてまいります。
- こども園の臨職の勤続年数について
臨時職員個々の勤務年数については、福島町個人保護条例第16条第1項第9号に規定する人事管理に関する個人情報に該当するため回答を控えさせていただきます。

胆振東部地震に係る町の対応について

質問者：川村 明雄 議員

【質問】

9月6日未明に発生した胆振東部地震は、道内初の震度7という強震でありました。震災で犠牲となられた方々に対しお悔やみ申し上げます。

町長を先頭にした各職員の真摯な対応に町民の安心安全が保たれたものと思います。そんな中で次のような住民の言葉がありました。

1. 地震発生時の震源地・震度などの情報はいち早く放送してほしい。
2. 電力会社による停電の放送も聴き取れなかった。災害時の情報は防災無線で周知しても良いと思う。
3. 水道水が止まるとの情報が流布し迷わされた。大丈夫ならば放送で周知してほしい。
4. 情報の取得や連絡手段はスマホなどに頼っている。充電サービス対応はライフラインの確保に欠かせない。
(最初の対応は適切でない面も見られたが、住民周知による実施は歓迎される結果になった。)
5. 支援ハウス入所者で自分で食料を調達している方々への対応はどのようにすべきなのか。
(販売車の巡回が不可能になった。)
6. 福祉施設への自家用発電機の配備の必要性については如何な処理をすべきか。
(一部自家用発電機による対応なども歓迎された。)
7. 電気の回復後、町民プールも直ぐオープンになったが節電喚起の中で、どのように対応すべきであったか。(夜間の利用制限は、夜間しか利用されない方には不便をかけたが、理解して頂くことに尽きると思う。)
8. 町立診療所は医師の不在で休診されていたが、特に支障は出なかったか。
9月1日から平日の診療は午後3時までとの町広報の記事は誤謬と判明したが、校正、確認体制の構築はいかにあるべきか。
9. 火山列島であり、大陸プレートに乗っている日本列島は、定期的に強烈な地震に遭遇する事は未来とも同じと思いますが、当町の急峻な地形の下に居住している方々への留意はどうあるべきか。
以上のように住民は不測の事態への対応など、情報などの早期把握、正確無比な伝達などを求めています。どのように対応されたのかを含め対策をお伺い致します。

【回答】

1. 地震による当町の震度「2」、津波の発生はないこと、停電が続いていることから、落ち着いて行動するよう第1報を午前3時53分に防災無線で周知し、その後も町民の生活に必要な情報を最優先に随時提供しました。(交差点の通行注意、ごみ収集中止、自主避難所開設等)
2. 電力会社の広報車両による町民周知とともに、町では、電力会社から詳細な情報は得られないことから、「全道広い地域で停電している」旨の周知を防災無線により行いました。
3. 水道水の安定供給については、震災当日に、防災無線で3回周知しました。
4. 携帯電話は、重要なライフラインであることから、充電コーナー設置のため非常用電源を優先的に振り向け、民間事業者の協力もいただき、震災当日から役場・吉岡支所に設け、防災無線で周知しました。
5. 支援ハウス入所者の食事は、希望により陽光園から食事提供サービスを受けることが可能ですが、一部、自分で食料を調達している方は、基本的に入居者が対応することとなっております。
停電が長時間に亘ることが想定されたことから、9月6日には保健師2名を派遣し、冷蔵庫内の食料品等の状況確認し、必要な方には防災用パンを配布させて頂きました。
6. 福祉施設への自家用発電機の配備は、公共施設で保有している発電機の充実、民間企業からのレンタルや連携等も含め、今後、検討して参ります。
7. 町民プールについては、9月6日の停電解消により、翌日午後5時までの開館としました。町としては、学校も臨時休校となったことから、児童生徒の活動場所づくりとして総合体育館と合わせて利用してほしいとの思いから開館としました。
なお、9月11日から14日までは午後5時までの開館とし、15日、16日は臨時休館、19日から通常どおり開館しております。
8. 町立国保診療所は、9月6日に院長が出張のため臨時休診となる旨事前周知していたことから、支障はありませんでしたが、冷蔵の必要なワクチン等は、役場内の冷蔵庫で一時保管をして対応しました。また、9月7日は、停電中でしたが、できる範囲で診療を行ってまいりました。
広報誌の校正については、広報誌編集後、原課での校正を行い、広報編集担当課でも校正し、最終稿となるまでに4回程度の校正を行っております。
広報誌の発行にあたっては、間違いの無いことは勿論であります。町民に分かりやすく読んでいただけるよう編集に努めてまいります。
9. 今後の非常時対応については、町広報等により、住んでいる地域の自然災害発生時の区域や避難路の場所、非常用持出品の点検など、日常における災害への備えを繰返し周知し、住民の防災意識を醸成することが重要であると考えております。